

2024 年度 三鷹市中国残留邦人等地域生活支援事業

在日コリアンの戦後の闘いから学ぶ

講師：田中宏さん（一橋大学名誉教授）

「中国残留邦人」と「在日コリアン」の歴史には、国が植民地主義を反省することなく、その存在を無視し放置するという共通の問題が横たわっています。差別撤廃や法制度確立の運動のために闘ってこられた在日コリアンの歴史に学ぶため、その運動に深く関わってこられた田中宏さんにお話を伺いました。

■千円札に「伊藤博文」登場（1963 年）

最初に、私がこういう問題を考えるきっかけになった、原点になったことを 3 つ紹介します。

私は、アジアから日本に留学してきた人たちの世話をする民間団体「アジア文化会館」で 1962 年から仕事を始めたのですが、最初に出くわしたショッキングな話が 1963 年に登場した千円札です。

東南アジアから来た華人留学生が私をつかまえて「田中さん、日本人は何を考えているんだ。」と。「伊藤博文は朝鮮民族の恨みを買ってハルピンで撃たれた人でしょう。生まれ変わった日本で何故そんな人を持ち出すのか。在日朝鮮人も毎日の生活で使うでしょう。残酷なことを平気でするんですね」と言われたんです。伊藤博文の千円札に何も感じずにいた私はとてもショックでした。

■外国人は「害国人」か（1969 年）

1969 年「入管法案撤回を求める 25ヶ国留学生の共同声明」を手伝うとき、南ベトナムの留学生に「日本人はシャイだから字で書くときは『外の国の人＝外国人』と書くけど、内心では『国に害になる人＝害国人』と思ってるんじゃないの」と言われ、びっくりしました。

当時、「外国人登録証」は顔写真の下に黒々と指紋が押されている。指紋は犯罪と結びつけられ、犯罪者予備軍とみなされ、指紋を押した身分証明書を持って歩かされる。そういう経験を彼らは毎日している。外国人にこの国はどう見えているのだろうと強く感じました。

■ある老在日朝鮮人・宋斗会さんの話（1971 年）



1971 年、年配の宋斗会（ソンドヘ）さん（1915～2002）から突然手紙が来て、会いに行き、いろんな話を聞きました。「俺が日本で生きていくのに、いちいち法務大臣の許可をもらわねばならない。日本に何か借りでもあるのだろうか。逆に、あまり住み良くないかもしれないが、宜しかったら何時までもいらしてくださいぐらいの挨拶があつてしかるべきだ。俺の国籍は『帝国臣民』たる朝鮮人の両親から出生により取得したもので、放棄した覚えはまったくない。それを一方的に剥奪して、あらゆる面で外国人として、登録証を常時携帯しろ、指紋を押せなど、あれこれ指図される。日本国籍確認訴訟をやっているの、力を貸してほしい…。」私にとって、とても衝撃的な話でした。

■ポツダム宣言受諾の意味するところ

私は 1937 年の生まれで、敗戦時は小学 3 年生でした。ポツダム宣言を受諾することで 1945 年に戦争は終わりました。では、戦争はいつから始まったか？このことについて日本人は共通の認識を持っていないのではないかと感じます。

ポツダム宣言 8 項には「カイロ宣言の条項は履行せられるべく…」とあります。カイロ宣言には「満洲、台湾…を中華民国に返還する」「朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする」とあります。つまり、ポツダム宣言とカイロ宣言は一体です。カイロ宣言に出てくる台湾は、1894 年の日清戦争で日本が勝ったために日本の植民地にしました。日本では「満洲事変」から数えて「15 年戦争」が終わったと思われがちですが、そうではない。1894 年からの「50 年戦争」の終結だったんです。

1972 年、日中国交回復のため、田中角栄首相の歓迎レセプションで周恩来総理が「1894 年から半世紀にわたって、日本軍国主義者の中国侵略により、中国人民は極めてひどい災難をこうむり、日本人民も大きな損害を受けました」と挨拶した。カイロ宣言と同じです。私たちは過去の時間的枠組みをきちっと認識することが大事ではないでしょうか。

■未完の占領改革—国民と people は同床異夢

日本は戦後 7 年間、連合軍によって占領され、占領改革がなされました。アメリカの調査報告(1945. 6)には「朝鮮人は、ほとんど例外なく社会的地位の低い明白な少数者集団である。彼らは、日本人に見下され、少なくとも一度国家的災害が日本を襲った時にスケープゴートになった」とあります。スケープゴートになったというのは関東大震災の朝鮮人虐殺のことです。アメリカは、日本での朝鮮人の扱われ方を事前に研究していました。

日本の憲法を変えるための根拠になった重要な文書である「日本の統治体制の改革」(1946. 1)には「日本臣民及び日本の統治権の及ぶ範囲にいるすべての人の双方に対して、基本的人権を保障する旨を憲法に明文で規定することは、…日本にいる外国人に彼らがこれまで有していなかった程度の保護を与えるであろう」とあります。日本で外国人が差別されていることを直さなければいけないと考えていた

ことが読み取れます。これをアメリカはマッカーサーに送っています。

日本政府の憲法改正が進まないため、マッカーサーは部下に命じて「マッカーサー憲法草案」を作り、日本政府に突き付けます。一つポイントをあげると「第 13 条 すべての自然人は法の前に平等である」、主語は自然人 (natural person)、人間そのものを対象に考えた内容でした。

マッカーサーが日本政府に突き付けたのが 1946 年 2 月 13 日。一般の人が知ることになったのは、当時の幣原喜重郎内閣が「憲法改正草案要綱」を新聞発表した 1946 年 3 月 6 日です。その時には「第 13 凡そ人は、法の下に平等であって、人種、信条…により、差別されない」と、主語が「凡そ人は」になっています。最終的に出来あがった日本国憲法は 1946 年 11 月 3 日に公布され、1947 年 5 月 3 日に発効しましたが、「第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であって、…差別されない」となります。

「すべて国民は」に外国人は入るのか入らないのか？憲法 25 条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有す」とありますが、公定英訳 (46. 11. 3. の「英文官報」掲載) では、「すべて国民」は「All people」となっています。“people”という単語は「外国人を除く」という意味を持ちません。しかし日本の政治家・役所は「国民」と言う時は往々にして「日本国民」と読み、外国人を除きます。

例えば、王貞治さんは早稲田実業の投手で、1957 年に甲子園で優勝したけれど、その年の静岡国体(国民体育大会)では中国籍の彼は出られずにスタンドで観戦したのは有名な話です。

私が愛知県にいた頃に豊田市が成人式の案内状を在日朝鮮人によこさない。私たちが同じ市民じゃないか、差別じゃないかと文句を言ったら「私たちは国民の祝日に関する法律に基づいてやっているの、国民にだけ案内状を出して特に問題ないと思いますね」と言われました。

一方で憲法 30 条「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」と「国民」が主語ですが、絶対に外国人からも税金を取ります。日本側が使う国民と people は同床異夢、要するに占領改革は未完に終わります。

2005 年、「中曽根康弘世界平和研究所」は戦後 60 年記念で「憲法改正試案」を発表したん

ですが、そこには「国民」というのを外して「何人も」「すべて人は」としている。中曽根元首相は国鉄解体や総理として初めて靖国公式参拝した人です。なぜ「国民」を外したのか。新聞記者に取材してくれと言ったが、記者は関心がない。仕方ないから手紙を書いたけれど、亡くなってしまい会えませんでした。彼が亡くなった時に新聞は彼の功罪を様々書きましたが、調べた限りどの新聞も憲法改正試案のことを書いてない。私は「国民」という言葉にずっとこだわっています。直接影響があったのは圧倒的に在日朝鮮人ですから。

■在日コリアンは「外国人」か「日本人」か

占領下における朝鮮人の扱われ方をお話します。戦前は同じ「帝国臣民」ですから、日本の「内地」に生活している朝鮮人や台湾人は参政権を持っていました。国会議員になった人もいます。地方議会の議員になった人もたくさんいました。

戦後、1945 年 12 月に選挙法が改正されて婦人参政権が実現したことは有名ですが、実は、その同じ法律に、旧植民地出身者の参政権は当分の間これを停止すると書かれており、朝鮮人たちの参政権がなくなっています。

2 つ目の変化は「外国人登録令」です。当時、国会で審議・通過して交付される「法律」と、天皇の名で国会の審議を通さずに出せる「勅令」があり、勅令として外国人登録令が公布・即日施行されたのが 1947 年 5 月 2 日です。5 月 3 日になると憲法が動き出しますから勅令を出せなくなる。日本の歴史上最後の勅令が外国人登録令です。「台湾人…及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、外国人とみなす」とあります。つまり、外国人ではないけれど、外国人とみなすというかたちで外国人登録が出てくるんです。

では、日本人でなくなったか？というところ、それは問屋が卸さないのは学校教育です。戦後、新しい学校制度が動き出します。憲法とほぼ同時期の 1947 年に学校教育法や教育基本法ができます。1948 年 1 月、文部省が「朝鮮人設立学校の取扱いについて」という通達を出します。日本の植民地政策では、国語は日本語、日本人のように名前を変えさせ民族性を消し去る同化政策を行ってきた。戦後、朝鮮人は自分たちで民族の言葉、歴史や文化を教える小さな学校

を作りました。それをつぶすために通達で、朝鮮人は日本学校への「就学義務」がある、必ず日本学校へ行かせなければいけない、朝鮮学校の閉鎖を強制するものでした。

1948 年の「阪神教育事件」はとても有名で、在日コリアンはおそらく誰でも知っています。学校を潰しにかかる権力側に保護者や子どもたちが抵抗し、それを収めるために 4 月 24 日に「非常事態宣言」が出されました。7 年間の占領下で非常事態宣言が出たのはこの一度だけです。そこまでやる。東京の場合、朝鮮学校を都が接收し「東京都立朝鮮人学校」と看板を付け替えた。そうまでして民族教育を潰した。それは今も高校無償化で朝鮮学校だけ外すこととも繋がっています。

■対日平和条約発効と「日本国籍」喪失宣告

日本の戦後史で一番重要な一日を選べと言われたら、私は 1952 年 4 月 28 日を選びます。「対日平和条約」が効力を発して日本本土が独立します。同日に「日米安保条約」が発効し、基地はそのまま残ります。沖縄はアメリカの占領下に置かれ、本土が沖縄を棄てた日です。そしてこの日、在日朝鮮人の「日本国籍」が全てなくなったという取扱いがされ、名実ともに「外国人」になります。今の法務省、当時は法務府ですが、その民事局長通達が出され、「平和条約発効の日、朝鮮人、台湾人は内地に在住する者も含めて、すべて日本の国籍を喪失する」とされました。

かつての同盟国ドイツも隣国オーストリアを併合していましたが、ドイツ敗戦によってオーストリアは独立します。ドイツは法律を作り「併合により付与されたドイツ国籍は、オーストリア独立の前日に消滅する。但し、在独者は自己の意思表示により、ドイツ国籍回復の権利を有する」とした。オーストリア国籍でいくかドイツ国籍にするかの決定権はオーストリア人が握り、ドイツはその通りするという法律です。日本は外国人にし、帰化する道しか残っていません。帰化する時は、在日朝鮮人が法務省に手続きをし、決定権は日本の法務大臣が握っている。ドイツとは全く異なります。

国際法学者で、いま国際司法裁判所所長の岩沢雄司さんが昔書いた本の中に、「行政府が『通達』によって『条約を適用する』という建前の下で在日朝鮮人の日本国籍を喪失させたこと

は、『日本国民たる要件は、法律でこれを定める』と規定した憲法 10 条(法治主義)に反する疑いが濃い」とあります。国籍喪失は当事者にとって甚大な「効果」があり、重要なことです。憲法学者がこの問題について論文を書いているかと知りたくて探しているのですが、見つかりません。

■「日本国籍」喪失当日、指紋押捺導入の外登法が

「日本国籍」がなくなった 1952 年 4 月 28 日、指紋押捺の義務が盛り込まれた「外国人登録法」が施行されました。14 歳以上で 60 日以上在留する外国人は指紋押捺の義務を負う、不押捺者には 1 年以下の懲役若しくは禁錮または 3 万円以下の罰金に処する。今日から外国人です、指紋を登録しなさい、言うことを聞かない人は処罰しますということです。後に、年齢を「14 歳」から「16 歳」に引き上げ、「60 日以上」を「1 年以上」にします。不押捺者への罰金は後に「20 万以下」になります。

指紋押捺制度は導入されたものの、指紋押捺に関する部分だけは施行を延期されていました。かつて指紋押捺制度の実施に関わった法務省の担当者は、後日、当時をふり返って「外国人の反対運動なしに指紋押捺制度が実施できるとは考えられていなかった。…昭和 30 年(1955 年)という(登録)切替えのない時期を選んで、反対運動の機会を彼等に与えずに、これを実施するのが私どもの秘策であった」と書いています。外国人登録は切替え時期がある。最初に外国人登録をスタートした年に一斉登録しますから、切替えも一斉になる。一斉切替えがない年(当時は 2 年ごとに切替え)を選んで指紋押捺を実行したということです。

それでも指紋押捺を拒否する人はいる。1956 年に山口県下関で指紋押捺拒否した人がいた。処罰されるため後で押しましたが、押すべき時に押さなかったからと起訴され、裁判にかけられ、「懲役 4 か月、執行猶予 2 年」の判決が出ています。

指紋押捺制度が日中の民間交流に大きな障害になる事件が起きます。1955 年に日本で初の「中国見本市」が東京と大阪で開かれ、60 日以上の滞在期間を超えた中国側スタッフ 45 人が指紋押捺に応じなかった。1957 年に名古屋と福岡で中国見本市を開催する手順になって

いたところ、法務省は指紋押捺しなければ入国を認めないとして大騒ぎになり、「60 日」を「1 年」にする法改正をして事態を打開することになりました。

■援護法対象外―「忘れられた皇軍」の長い闘い

外国人登録法施行 2 日後の 1952 年 4 月 30 日、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が制定されました。占領軍は軍国主義に関する一切駄目でしたから、占領軍がいなくなり、戦傷病者と戦没者遺族に国が補償するよう動き出します。早速、国籍条項によって朝鮮人は対象外とされます。

1963 年 8 月 16 日、大島渚の名作『忘れられた皇軍』が日本テレビの「ノンフィクション劇場」で放送されます。当日の読売新聞のテレビ・ラジオ欄に「東京の町々でプラカードを掲げた 17 人の白衣姿のデモ隊が見られる。…戦争中、『半島の忠良なる臣民』が陸海軍に志願、徴兵、徴用されたとき、当時のジャーナリズムはこれを美談として大きく報道したものだ」とあり、カット写真には「眼無し、手足なし、職なし、補償なしの叫びは悲痛だ」とあります。ラストシーンは、今は亡き小松方正がドスの聞いた声で「日本人よ！これでいいのか！」と、とても迫力があります。

「忘れられた皇軍」の映像に登場する一人、石成基(ソクソング)さんは、1971 年、首相官邸に車で乗り込み、レッカー車で釣り上げられて官邸の外に出されるということが起きます。「直訴男、レッカー車で連行―首相官邸に車ごとすわり込む」と新聞に報じられ(毎日新聞、4.27)、そこには、『戦争中、海軍に徴用されてマーシャル群島で負傷したが、国が補償してくれない』と首相に訴えに来た。…石さんは 41(1966)年、42 年にも鎌倉の別邸に首相を訪れて直訴しようとしたことがあり『びっくりすることをやれば、同情が集まると思った』と話していた」とあります。当時の首相は佐藤栄作でした。こうしたいろんな抵抗、抗議をしていました。

■「国民年金法」にも「国籍条項」

1959 年に国民年金法ができます。それまで年金は勤め人でないと無かったところ、国民年金法で自営業も全部年金の対象になりました。

しかし、「国籍条項」が付けられて在日朝鮮人は対象外です。

経済成長の中、福祉国家に向かう社会保障制度の国民年金、さらには児童手当・母子家庭などに出す児童扶養手当・障害のある子どものための特別児童扶養手当の児童手当 3 法(1961～1971 年)が出来ていく中で、全てに国籍条項が設けられ対象外となります。公営住宅も入居できません。

変化をもたらしたのは 1975 年、南ベトナムのサイゴンが陥落しベトナム戦争終結がきっかけです。インドシナ難民がたくさん日本にも辿り着きますが、その難民受け入れの問題がきっかけで、日本の自国民中心主義を維持できなくなります。

その年の 11 月「主要国首脳会議(サミット)」がスタートし、日本はアジアで唯一の参加国になります。第一回目のサミットはフランスで行われ、日本からは三木武夫首相が参加します。

1978 年、フランス紙ル・モンドに「日本の難民受入れ消極策の背景には朝鮮人への制度的差別があり、それが改められない限り、改善を期待することはできない」(78.5.25)と論評されます。公営住宅の募集要項を読めば、最初に日本国籍を有することと書いてあって、朝鮮人が入れないことはすぐ分かる。にもかかわらず日本のジャーナリストは知らない。日本人がマンションを買おうとしたら住宅金融公庫から借りられるのに、外国人は住宅金融公庫が借りられないから利子の高い市中銀行の融資を受けるしかない。国民年金も児童手当も受けられない。そうやって朝鮮人を差別してきたから、難民も外国人で全て駄目だと、フランスのジャーナリストは分かっていたわけです。

この難民の問題で、日本政府は人権条約を批准せざるを得なくなります。批准すると日本国内がすっかり変わります。

1979 年に国際人権規約を批准します。公営住宅・住宅公団・住宅供給公社、これらは当時の建設省管轄です。住宅金融公庫は大蔵省管轄です。それぞれ「通知」を出して国籍要件を撤廃します。

1981 年、難民条約を批准します。難民条約は厳しいので、社会保障について内国民待遇を保障することと条約に書かれています。日本人にだけ年金・児童手当では難民条約に入れない。国会で国民年金法と児童手当 3 法の国籍条項

を削除する法改正を行いました。それまでこの国がいかにか自国民中心主義で来たか。トランプと似ています。その中で朝鮮人は暮らしてきたということです。

■「日立就職差別裁判」勝訴がもたらした運動

朴鐘碩(パクチョンソク)さん(1951 年生)が日立製作所に合格したにもかかわらず朝鮮人と分かって採用取消されます。就職差別で提訴、横浜地裁で勝訴が確定します(1970.12～1974.6)。天下の日立製作所が負けたことが大きな波紋を呼ぶことになります。

泣き寝入りを繰り返しても問題は解決しない。やればできる。天下の日立が負けたじゃないか。納得できないことにはきちっとクレームを出して道を開いていかなきゃダメだということを、この裁判の勝利がもたらしたと私は思います。民族差別と闘う運動が生まれていきます。国際人権の外圧が時期的に重なり、日本の国内を変えていく大きなきっかけになっていきます。

金敬得(キムキョンドク)さん(1949 年生)は 1976 年、司法試験に合格します。合格後、司法研修所で修習生として 2 年間研修を受けないと弁護士になれません。しかし、「帰化」しないと修習生になれないと言われます。司法研修所は最高裁が管理しているので、金さんと原後山治(はらご さんじ)弁護士と私の 3 人で最高裁に行き、当時の担当課長とやりあいました。その時までには 13 人の外国人が合格していて、全員帰化してもらっていた、あなたも帰化すればいいですよと言われます。金さんは「私は『帰化しない』という主義主張の持ち主ではない。だけど、『これが欲しかったら帰化しろ』という踏み絵のように出された帰化はしたくない。帰化するときは自発的にしたい」そういうやりとりがありました。

金さんは在日弁護士第一号となりますが、56 歳の若さで亡くなります。当時の担当課長だった泉徳治さんは、金さんが亡くなった時に最高裁判事となっていました。金さんの追悼集に泉さんが寄せてくれた文章を紹介します。

「私は、大韓民国籍のまま『金敬得』として、司法修習生への採用を申し込みます』とおっしゃった。…穏やかな話しぶりだった。しかし、土俵で四つに組んで一歩も退かないという信念のようなものが感じられた。これまでの取

り扱いやその理由を説明すれば分かってもらえるのではないかと思っていた私は、思惑が外れ、やや戸惑ったのも事実である、再度の説得は無理である、我々も金さんが提起した問題に四つに取り組む必要があると、その場で覚悟を決めた。」

彼が帰化しないと言って、今までの 13 人と違った態度を取ったことで、結局、最高裁は折れた。今は 300 人くらい外国人の弁護士がいます。いかに国籍による差別がいい加減か。天下の最高裁も方針を変えざるを得ない。逆に言うと、一人の青年が異議申し立てしたことで世の中が変わっていく。日立に勝ったことが一つの勢いになって、いろんな流れを変えていくことになります。

■指紋押捺拒否運動—指紋全廃へ

1980 年代に入ってから指紋押捺拒否の大きな動きも同じです。最初に 1980 年 9 月、韓宗碩（ハンジョンソク）さん（1928 年生）が新宿区役所で押捺拒否します。韓さんは「私の子も孫も同じように押し続けることになる。…これと言って残してやれない代わりに、指紋をとられなくて済むようにしてやれないかと思った」と語っています。これが一つのきっかけになって動いていく。先ほどお話した押捺拒否とは違う。運動が広がっているなかで、再度、指紋押捺制度の問題に手を付けたわけです。

反対運動の力で、切替えのときに何回も取るのではなく一回だけにするとか、指紋を押す年齢を「14 歳以上」から「16 歳以上」にするとか、切替えを「3 年ごと」を「5 年ごと」に延ばすとか、「回転指紋」を「平面指紋」に切替えるとか、様々な手直しを持ち出されます。けれど反対運動が強くて、最終的に 1999 年に法改正がなされ、2000 年 4 月施行によって指紋が完全になくなります。韓宗碩さんの拒否から 20 年かかって、ついに指紋を全廃に追い込みました。

アメリカの 9.11 があり、2007 年以降、テロ対策として空港で外国人の入国時に指紋採取されることになりましたが、それまでの自治体窓口でとっていた指紋は廃止に追い込んだわけです。

■指紋押捺の原点・偽「満洲」—日本の中国侵略

ここは「中国帰国者の会」ですから、在日中国人の拒否第 1 号の徐翠珍（シュツイチェン）さん（1947 年生）のこともお話したいと思います。彼女の提起した問題は、日本の中国侵略との関係が出てくることです。

彼女は 1985 年 5 月に指紋押捺を拒否しました。裁判（大阪地裁）にかけられ、その中で「偽『満洲』」で、中国人たちが銃剣の下に持たされた指紋つき居住証と、今私たちに強要している指紋、あるいは外国人登録証と、一体どこが違うのでしょうか」と陳述しました（1987 年）。日本の指紋制度が、日本の中国侵略の前史と絡んでいることを批判したのです。とても重要なことだと思います。

■地方参政権を求めた運動—最高裁の判断

こうした運動の延長戦上で、地方参政権を要求するべきとの運動が始まります。作家の金達寿（キムタルス）さん（1919～1997 年）が 1979 年に朝日新聞に「在日外国人に投票権を」（10. 2. 夕）という文章を発表します。当事者がこうした発言をしたということで大きな波紋が広がります。



1986 年、愛知県に住んでいる黄甲植（ファンカップシク）さんが「途方もない空想だということかも知れないが、せめて地方レベルでもいい、自らの手で選んだ選民たちによって、在日の人権や汗水たらして収めた税の行方ぐらひはただす権利が保障されてしかるべきだと思う」と朝日新聞の論壇（6. 13）に投稿します。

1990 年になって、金正圭（キムジョンギョ）さんら 11 人が、地方参政権を求めて大阪地裁に提訴するところまで進んでいきます。最高裁は 1995 年 2 月、請求は棄却するも、「法律をもって地方公共団体の長、その議会の議員等に対

する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。右のような措置を講ずるか否かは、もっぱら国の立法政策にかかわる事柄である」と判示します。要するに、国会でどういう法律を作るかということで、憲法を変えなくてもいいという注目すべき判断を最高裁から引き出すところまで行ったわけです。

■地方選挙権—日本と韓国における非対称

もう一つ注目すべきは日韓の間での動きです。

韓国は長い間、軍事独裁政権でしたが、いわゆる民主化運動が成功し、1987 年の民主化宣言、1988 年のソウルオリンピックが行われます。

在日の問題があるので、日韓で協議が行われていたのですが、1991 年、日本と韓国の外務大臣が「日韓外相覚書」をまとめます。その中に、例えば指紋の廃止を謳うものが出てきていました。それから、「地方自治体選挙権については、韓国政府より要望がなされた」とあります。韓国政府から在日の人の地方選挙権を実現してほしいという要望があったわけです。

1997 年に金大中大統領が当選します。日本との関係も新しくするということで、1998 年 10 月に金大中大統領が来日し、小渕恵三首相との間で「日韓共同宣言」がまとめられます。そこには、「小渕総理大臣は、…我が国が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受け止め、これに対し痛切な反省と心からのお詫びを述べた」とあります。

これを受けて、それまで日本の音楽や映画は一切入れなかったものを、金大統領は日本文化の開放に踏み切りました。日韓関係が新しい局面を迎えます。この頃は日韓の首脳が行ったりきたりするシャトル外交が実現していて、翌 1999 年 3 月には小渕さんが韓国に行きました。そこで首脳会談をやった時に、金大中大統領から、ぜひ地方選挙権を実現してほしい、韓国でも在住外国人に地方選挙権を付与することをぜひやりたいという話になり、日韓両方で地方選挙権の開放の気運が生まれるところまで来ます。

日本側は、同年 10 月に自民党と公明党、自由党の自自公連立政権ができます。その政権合意書の中に、永住外国人の地方選挙権付与法案

を 3 党で協力して成立させると盛り込まれました。いよいよ実現するかというところまで来たけれど、自民党内に反発が強くて実現することができない状態になります。

ところが、韓国は 2005 年 6 月に法改正し、永住外国人に地方選挙権を認める制度が確立されました。2006 年から 4 年ごとの統一地方選挙で、永住外国人の投票は既に 5 回に及んでいます。

在韓日本人は、衆議院・参議院の選挙は、在韓日本公館で投票しています。地方選挙は韓国の居住地で投票しています。

一方で、在日韓国人は、大統領・国会議員（一院制）の選挙は在日韓国公館で投票しますが、日本の地方選挙は投票できません。もう 20 年、日韓の非対称が続いています。

今年は「日韓条約 60 年」とは言われますが、誰もこの非対称をなんとかしなきゃいけないとは言いません。私はメディアの人に、韓国で外国人が投票しているところ取材して日本のお茶の間に流してくれと随分言うけれど、やりません。韓国では 6 か国語で「外国人選挙権者のための案内書」を作っています。日本語の説明もあり、「大韓民国で共に暮らすあなたの声に耳を傾けます」と書かれています。日本政府は、いつになったら、外国人の声に耳を傾けますと言うようになるのでしょうか。

それどころか、日本では外国人の政治参加について否定的な動きが出てきています。武蔵野市が「住民投票条例」を作ろうと議会に提案しました。外国人も投票する資格を認めるもので、他の自治体でも同様のものを作っていましたが、武蔵野市がやろうとしたら、外国人が入っているのはけしからんとして最終的に否決されました。これが 2021 年のことです。バック・ラッシュというほかないでしょうか。排外的なものが出てきて政策に影響が出る。日本では最近、外国人の地方選挙権を掲げる政党はないところまできています。

■「官製ヘイト」とヘイトスピーチが絡まって

第二次安倍晋三内閣になって、2013 年 2 月 20 日、高校無償化から朝鮮学校を除外しました。その同じ時期、東京・新大久保に何が起きていたか。「朝鮮人 首吊れ 毒ノメ 飛び降りロ」「良い韓国人も 悪い韓国人も どちらも殺

せ」。見るに堪えないヘイト街宣が行われていました。

政府が「官製ヘイト」をし、在野がどんどんヘイト街宣をやる。東京・町田市で新入生に防犯用ベルを渡していて、それまでは朝鮮学校にも渡してきましたが、2013 年、市民の理解が得られないと言って、朝鮮学校にだけ渡さないことになりました。朝鮮学校の子どもが通学途中で何か事件にあってもいいのでしょうか。官製ヘイトと在野のヘイトスピーチが両方絡まっていく。それが一番大きな問題だと思います。

田中宏さんのご講演後、当会理事であ

る大塚栄子さんからご挨拶しました。

その内容を以下に掲載いたします。

田中先生ありがとうございました。在日の方々の運動って力強いです。

私は中国残留婦人の二世。母は家族とともに「満蒙開拓」として中国にわたりましたが、敗戦後置き去りにされ中国人の父と結婚を余儀なくされました。その後もずっと日本へ帰国できず「棄民」され続けました。

朝鮮人の方や在日コリアンのことはほとんど知らなかったですし、その歴史もあまり知りませんでした。亡くなった母は「日本は中国への侵略者だった」と言っていたんですが、朝鮮に対しても同じだったんですね。日本が朝鮮を植民地にして満蒙開拓でも手先のな役割を担わされたし、強制連行されたなど少し学びました。当時は知らなかったですが、わたしたちが「日本鬼子」とよばれたように、朝鮮人が「二鬼子」と言われて迫害を受けたことも少し学びました。

私は 1978 年母に連れられて日本に帰国しましたが、帰国までの手続きも大変でしたが、帰国後は更に大変でした。言葉の問題だけではありません。当時は国の支援はなしです。私自身はいじめを直接受けたことはない

■おわりに—ある在日青年の言葉

元入国管理局次長の竹村照雄さんが書いた『一検察官の軌跡』（法学書院 1995）の一節が、日本社会の現実を表現した、とても重要な文章だと思うので、この文章を紹介して終わりたいと思います。

「ある在日青年に、今一番望んでいるのは何かと問うたところ、しばし沈黙の後、出された答えが『日本人に生まれたかった』であった。この青年に民族の誇りを、彼の告白の心底にある哀しく重い想念が私にはこたえた。こんな思いをさせてはならない」。

（文責：みんなてん編集委員会）

ですが、多くの 2 世 3 世はいじめや被差別体験をもっています。そして国の政策が私のように「同伴家族」と姉たちのように「呼び寄せ家族」と分けていることです。でも同伴家族として日本にきたとしても 1 世が死亡したら公営住宅を明け渡し請求がきたりします。

法的な問題で大きいのは国籍法に関することです。母のように中国帰国者 1 世が女性の場合中国籍になることから生じる問題です。選挙権はなし。外国人の年金問題もあります。今はなくなりましたが指紋押捺もありました。そして在留権問題。これは深刻です。退去強制事例は少なくないですし、在留権の期間も生活保護を受けていると短くなるという問題などです（同伴家族として入国時 3 年だった 2 世が 1 年になっています）。だから会入管法改悪問題に取り組んできました。

年金満額支給など 2 世は今勝ち取った 1 世と同じ生活補償をせよという運動がありますが、高齢の 2 世については満額年金支給は難しいのではないかと、在日コリアンの方々の年金問題を学ぶ必要があると以前から言われていましたが、あらためて、根本は植民地支配にたどり着く問題だと思いました。

本日のお話で在日の方々が裁判を含め一つ一つ運動で勝ち取ってきた歴史がわかりました。「中国残留邦人」棄民の歴史は在日の方々と共通です。あらためて互いを理解し、運動を分かち合いたいと思います。

2025 年 3 月 9 日 大塚栄子